

I 計画策定にあたって

第1節 計画策定の背景

平成22年国勢調査によると、我が国の65歳以上の高齢者人口は総人口の23%を超え、75歳以上人口は11.2%となり、国民の約4人に1人が高齢者、9人に1人が75歳以上という「本格的な高齢社会」となっています。戦後一貫して増加傾向が続いてきた総人口も、少子化などにより既に減少に転じています。

国では、こうした高齢化の進展に伴う要介護高齢者の増加や核家族化の進行など要介護者を支えてきた家族をめぐる状況の変化に対応するため、社会全体で高齢者介護を支える仕組みとして、平成12年に介護保険制度を創設し、以来、10年以上が経過しました。

この間、団塊の世代が65歳以上となる平成27年を見据え、平成17年には介護保険の持続可能性等の観点から介護保険法の大幅な改正を行い、予防重視、地域密着型サービスの導入や地域包括支援センターの創設など新たなサービス体系が導入されました。

また、平成23年6月には、高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取組みを進めるため、介護保険法等が改正されました。

本市では、老人福祉法および老人保健法に基づき、平成5年度に「函館市高齢者等保健・医療・福祉計画」を策定しました。平成12年度には第2次計画と介護保険事業計画を一体的に策定し、以来3年ごとに計画を見直し、平成20年度には「第5次函館市高齢者保健福祉計画・第4期函館市介護保険事業計画」を策定し、高齢者の保健・福祉にかかわる各種サービスの総合的な提供に努めてきました。

このたび、前計画の計画期間（平成21～23年度）が満了することから、その後の状況の変化を踏まえながら、これを見直し、新たな計画を策定するものです。

第2節 法令などの根拠

この計画は、介護保険の利用の有無にかかわらず、高齢者全体の保健・医療・福祉の施策全般を定める高齢者保健福祉計画と、介護保険事業についてそのサービス見込量などを定める介護保険事業計画を一体的に策定するものです。

高齢者保健福祉計画は、基本的な政策目標を設定するとともに、その実現のために取り組むべき施策全般を盛り込んでおり、これは、老人福祉法第20条の8の規定による老人福祉計画と位置付けられます。

介護保険事業計画は、要支援・要介護者の人数、介護保険の給付対象となるサービスの利用意向等を勘案し、介護保険の給付対象となるサービスの種類ごとの量の見込み等を定めるなど、介護保険事業運営の基礎となる事業計画です。介護保険事業計画は、介護保険法第117条に規定された計画で、今回が第5期となります。

第3節 計画の策定に向けた取組みおよび体制

計画策定にあたり国が示していた、平成26年度における要介護2以上の認定者数に対する介護保険3施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設）および居住系サービス（認知症対応型共同生活介護、介護専用型特定施設入居者生活介護）の利用者の割合を37%以下とするという参考とすべき標準値（参酌標準）が平成22年10月に撤廃され、地域の実情に応じた基盤整備が行えるようになりました。

また、今般の介護保険法等の改正により地域包括ケアの一層の推進、24時間対応の定期巡回・随時対応サービスや複合型サービスの創設、介護療養病床の廃止期限（平成24年3月末）の延長などが規定されたところです。

本市としては、これらを踏まえながら、本市の状況に応じた在宅サービスと施設サービスのバランスの取れた整備を進めるよう、以下の取組みなどを通じて新たな計画を策定しました。

1 函館市福祉計画策定推進委員会の開催

計画の策定にあたり、市民の意見を反映するために、保健・医療・福祉関係者および一般公募の市民により構成する「函館市福祉計画策定推進委員会」を開催し、協議しました。

2 市民への情報公開

函館市福祉計画策定推進委員会での協議については公開し、協議経過を市のホームページ上で公開しているほか、計画内容について、パブリックコメントで意見集約や周知を図りました。

3 各種調査の実施

計画の策定にあたり高齢者の実態やニーズを把握するため、以下の調査を実施しました。

① 日常生活圏域高齢者ニーズ調査

日常生活圏域ごとの課題やニーズ、必要なサービスの種類や量、サービス提供基盤の整備や地域支援事業の構築等をどのように進めていくかの具体的方策について検討するため、市内6つの日常生活圏域ごとに要介護3～5の認定者を除く在宅の高齢者から無作為抽出した4,400人に対し、高齢者の意識、生活実態、健康状態、介護環境等について調査しました。

② 介護保険施設等入所（入居）申込者状況調査

介護保険施設等の施設・居住系サービスの必要量の設定等に係る基礎資料とするため、市内に所在する特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、特定施設入居者生活介護事業所（地域密着型を含む）、認知症高齢者グループホーム、軽費老人ホーム（ケアハウス）に対し、当該施設に入所（入居）申込みをしている方の居住地、要介護度、居場所等を調査しました。

③ 介護保険サービス等の提供に係る事業者意向調査

計画策定のための基礎資料として、サービス提供に係る事業者の意向を把握するため、市内の社会福祉法人や市内で介護保険サービスを提供している事業者に対し、計画期間内における新規事業の開始、事業内容の変更、事業の休廃止等の意向を調査しました。

第4節 計画期間

介護保険法に基づき、平成24年度から26年度までの3年間の計画とします。

計画名 (計画期間)	年度(平成)																									
	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26				
函館市高齢者等保健・医療・福祉計画 (平成5～11年度)	■			■			■			■			■			■			■			■				
第2次函館市高齢者等保健・医療・福祉計画 函館市介護保険事業計画 (平成12～16年度)										■			■			■			■			■				
第3次函館市高齢者等保健・医療・福祉計画 第2期函館市介護保険事業計画 (平成15～19年度)													■			■			■			■				
第4次函館市高齢者等保健・医療・福祉計画 第3期函館市介護保険事業計画 (平成18～20年度)													■			■			■			■				
第5次函館市高齢者保健福祉計画 第4期函館市介護保険事業計画 (平成21～23年度)													■			■			■			■				
第6次函館市高齢者保健福祉計画 第5期函館市介護保険事業計画 (平成24～26年度)																■			■			■				

第5節 他の計画との整合性

計画策定にあたっては、国の基本指針に即したものとし、同時に策定する北海道の高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画との整合を図りながら策定しました。

また、第2次函館市地域福祉計画や他の高齢者に関する事項を定める各種計画と調和が保たれたものとなりました。